

一率一割増を主張して譲らざりし爲請負人側では遂に事業を中止すると共に、五日主謀者小笠原某外十名を解雇せり。

### 十二、解決状況

双方の主張右の如くにして決裂状態となり従業員側には於ては直接行動に出でんと一時尖鋭化したのであるが、警察當局の警告と争議継続の不利を覺り漸やく六日午後大部分の就業を見るに至つたので、請負人側においても十一名の解雇者中小笠原某外二名を除く八名には誓約書を提出せしめて復職を許し、解雇者三名には左の給與をなして解決せり。

解雇者三名に對し、

解雇手當各々參拾圓宛支給。

争議職員一同より六拾圓贈出贈呈すること。